

沖縄県立芸術大学教務委員会規程

(平成2年7月19日評議会決定)

改正 平成11年3月18日 平成14年4月25日
平成16年3月18日 平成17年12月22日
平成23年10月27日 平成31年2月27日

(設置)

第1条 沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）における教育計画及び履修に関し、全学的に調整を必要とする事項を審議するため、本学に教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、学長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本学の学年暦に関する事。
- (2) 教育課程に関する事。
- (3) 学生の履修に関する事。
- (4) その他教務に関し全学的調整を必要とする事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 美術工芸学部教務・学生委員会委員長、音楽学部教務・学生委員会委員長
- (3) 各学部ごとに教員 1名
- (4) 各研究科運営委員会委員長
- (5) 全学教育センター委員会委員 1名

(任期)

第4条 前条第3号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任命)

第5条 委員は、学長が任命する。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、学生部長をもって充てる。

(会議)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は各学部教務・学生委員会委員長から要請のあったときは、会議を招集する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

2 委員長は第2条第2項の審議を行うとき、必要に応じて沖縄県立芸術大学外部有識者委員会の意見を聴取しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教務学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この規程は、平成2年7月19日から施行する。

2 沖縄県立芸術大学教務委員会規程（昭和61年5月26日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月25日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。